

# 議第162号 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

## 1 概要

事業用地として昭和42年から昭和45年にかけて、事業者（個人）が呉市音戸町高須3丁目地先の公有水面で行った無願埋立てについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の規定に基づき広島県が原状回復義務を免除しました。

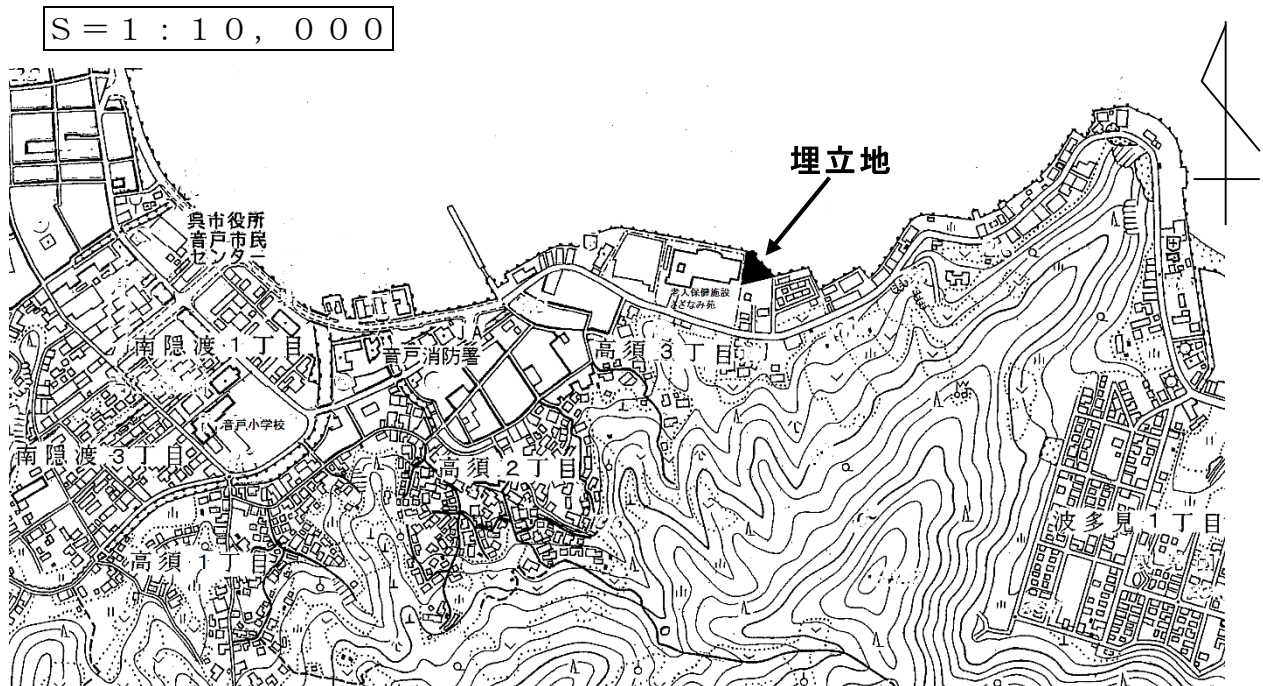
これを受けて、当該新たに生じた土地を確認し、あわせて隣接する町の区域に編入するものです。

## 2 区域

新たに生じたことを確認する土地の位置及び面積、生じた理由並びにこれを編入する町の区域は、次の表のとおりです。

確認する土地		新たに土地の生じた理由	編入する町
位置	面積		
呉市音戸町高須3丁目4312の3から4510の16に至る地先	854.39 m <sup>2</sup>	公有水面埋立法第36条において準用する同法第35条第1項ただし書の規定による公有水面無願埋立てにおける原状回復義務の免除	呉市音戸町高須3丁目

## 3 位置図



#### 4 埋立て・町区域変更平面図

S = 1 : 5 0 0

